

公告 第817号
令和8年3月9日

オムロン健康保険組合
理事長 南 和気
(公印省略)

組合同規約一部変更の公告

下記のとおり組合同規約の一部変更がありましたので公告します。

記

「特例退職被保険者の標準報酬と資格要件」の変更に伴いオムロン健康保険組合の規約の一部を新旧対照表のとおり変更する。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

<対象となる現存していない適用事業所（特退加入不可）>

適用事業所名	参考：旧社名
オムロンソフトウェア北海道株式会社	
日立ターミナルソリューションズ株式会社	
オムロン エンタテインメント株式会社	
オムロンプレジジョンテクノロジー北陸株式会社	
オムロン コーリン 株式会社	
愛のタクシーチケット株式会社	オムロンクレジットサービス株式会社KIP
TOWAレーザーフロント株式会社	オムロンレーザーフロント株式会社
アドバンテックテクノロジーズ株式会社	オムロン直方株式会社
日本電産モビリティ株式会社	オムロンオートモーティブエレクトロニクス株式会社
オムロンプレジジョンテクノロジー株式会社	
オムロン 住倉ロジスティック株式会社	
MMIセミコンダクター株式会社	

公告期間 令和8年3月9日 ～ 令和8年3月23日

規約新旧対照表 (令和 8 年 4 月 1 日改正)

新	旧
<p>第 1 条～第 43 条 略</p> <p>(特例退職被保険者たる組合員の資格要件)</p> <p>第 43 条の 2</p> <p>この組合においては、法附則第 3 条の規定による特例退職被保険者たる組合員の資格要件は、次の各号のいずれかに該当する者であって、<u>令和 8 年 4 月 1 日以降は、特例退職被保険者の資格取得時に規約第 4 号の別表 1 に記載されている適用事業所が最終所属事業所に該当する者とする。</u></p> <p>(1)この組合における被保険者期間が 2 0 年以上あった者</p> <p>(2)この組合における 4 0 歳以降の被保険者期間が 1 0 年以上あった者</p> <p>(標準報酬)</p> <p>第 44 条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 法附則第 3 条第 4 項の規定に基づき同条第 1 項の規定による特例退職被保険者の標準報酬の基礎とするその者の保険者の管掌する前年度の 9 月 30 日における特例退職被保険者以外の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の範囲内において定める額は、この組合につき、<u>380,000 円</u>とする。</p> <p>附則</p> <p><u>この規約は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 1 条～第 43 条 略</p> <p>(特例退職被保険者たる組合員の資格要件)</p> <p>第 43 条の 2</p> <p>この組合においては、法附則第 3 条の規定による特例退職被保険者たる組合員の資格要件は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1)この組合における被保険者期間が 2 0 年以上あった者</p> <p>(2)この組合における 4 0 歳以降の被保険者期間が 1 0 年以上あった者</p> <p>(標準報酬)</p> <p>第 44 条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 法附則第 3 条第 4 項の規定に基づき同条第 1 項の規定による特例退職被保険者の標準報酬の基礎とするその者の保険者の管掌する前年度の 9 月 30 日における特例退職被保険者以外の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の範囲内において定める額は、この組合につき、<u>320,000 円</u>とする。</p>